



行政書士 MAP

第3回：ペットの殺処分ゼロを目指し
飼い主さんに寄り添う行政書士

福岡県行政書士会

広報部発行

福岡県行政書士会の会員の中から、話題の行政書士、いろいろな活動をされている行政書士を訪ねる行政書士 MAP の第3回目は、保護猫カフェを経営しながらペットの殺処分ゼロを目指して活動されている「行政書士かおる法務事務所 磨田薰会員」のご紹介です。

広報部(以下「広」):この度は取材に応じていただき、ありがとうございます。まずお聞きしたいのは、磨田会員はなぜペット法務専門の行政書士になろうと思われたのでしょうか。

磨田会員(以下「磨」):もともと動物が好きで実家で猫を飼っていました。大学進学で福岡に出てきたときに近所のゴミ捨て場をあさっている猫などを見かけ、なぜこんな猫がいるのかなど色々と調べていたら「殺処分」ということが行われていることを知り、もの凄いショックを受けました。これは絶対に何とかしたい、とにかく動物関係の仕事について改善したいとの一心で大学を中退し、専門学校で動物看護士の資格を取得して動物病院に就職しました。そのときに、飼い主さんが亡くなったあとの相談や、動物病院の前にペットが捨てられていたことがあります。何かできないのかと悩みながら色々と調べたり着いたのが法律の知識です。そこから行政書士を目指すことになりました。

その後、試験勉強のため派遣社員などをして働いていましたが、試験が難しくなかなか合格できませんでした。5年勉強して5回目の挑戦でやっと合格できました。

広:行政書士としての登録後はどのような活動を考えられていましたか？

磨:開業時はペットの遺言書の業務をやろうと思っていたのですが、何かが足りないと思い様々なセミナー等に参加しました。その内の一つに民事信託のセミナーが有り、これだと思い必死に勉強しました。そのセミナーの講師の協力もあり、勉強した信託についてのセミナーの講師等を行なながら、確実



にペットに財産が残せる「ペット信託」のスキームを日本で初めて組み立てることが出来ました。そこから遺されるペットのための遺言書やペット信託を主力業務として、メディア出演やセミナー等の様々な方法での情報発信を行ってきました。

広:行政書士としてペット法務の業務が定まって来ましたね。そこから保護猫カフェの開設に至ったのはどのような経緯でしょうか？

磨:メディアにもよく出させていただけようになって、問い合わせも少しずつ増えてきました。ペット信託として信託契約書の作成をしたり、遺言書を書いたりと法的な書面上の準備はできるようになりましたが、その先の「じゃあ、うちのペットたちは最終的にどこで暮らせるのか」という問題に突き当たることがよくありました。

犬の場合は散歩などで外に出ますから、飼い主さん同士で知り合いになってそれで情報交換ができ、当時でも老犬ホーム等の施設が有りましたので、わりと安心できました。しかし、猫の場合は室内で飼っていて、飼い主さん同士の交流が無く情報が不足している飼い主さんが多い傾向にあります。それでそのような情報を提供できる場所、安心して大切な猫に暮らしてもらえる場所として「里親募集型保護猫×古民家カフェCafeGatto」を開業しました。

広:保護猫カフェの開業から何年くらい経ちましたか？

磨:今年4月で8周年を迎えました。

広:CafeGatto の8周年おめでとうございます。こちらに来られたお客様から何か相談を受けたりすることはありますか。

磨:よくあります。最初は猫と遊んでかわいいかわいいと言っていたお客様が少し話してみると実は悩みを持っていて、相談を受けることもあります。遺されるペットについての遺言書などの法的な相談はもちろん、実は猫を飼いたいけど一人暮らしなのと年齢的な心配もあって飼えないし、譲渡会でも対象外になってしまふ。そのような相談に、法的にも物理的にも対応でき、安心して猫と暮らしてもらえるサービスを提供しております。

広:素晴らしい活動ですね。今後何かやりたいことや展望などはありますか？

磨:実は今保護猫シェルターを作ろうと思っています。今健康状態がよくなかったり、人なれしていないなど事情で私の自宅でお世話をしている子たちがいて、そういう子たちが過ごして看取りまでのお世話をするという施設です。いわば「老猫ホーム」といったような感じでしょうか。遺言書や信託のお話でいろいろとアドバイスしたとしてもそれだけで「わかった。ありがとう。安心しました」で終わってしまう人が多かったので、もう少し気軽に利用できるサービスは無いかと考えて、「愛猫たすけあい制度」という月額制のサービスを開始しました。簡単に説明すると CafeGatto を継続して支援していただいて、会

員である買主さんに万が一のことがあると責任をもって愛猫さん引き受けますという制度です。その受け皿としても安心して猫が暮らせるシェルターが有ればと考えております。

広:やはり遺言書や信託契約ですとまだ自分には早いかなとなりますか？

磨:そうだと思います。私がこの仕事をしているから、「相続」「信託」などが日常的なものに感じますが、一般の方たちにとってはかなり難しくハードルが高いと思います。ですのでいかに身近に感じてもらうかということがとても重要で、CafeGattoでの相談やセミナーなどで、自分が行政書士として相続や信託などの法律を勉強して、実際に業務としても経験してそれを実体験としてお話ができるので、行政書士の資格を活かしながら飼い主さんの想いを全力でサポートして、いつまでも愛猫と安心して暮らせるお手伝いをさせて頂ければと思っております。

お忙しい中、ありがとうございました。



～行政書士プロフィール～

磨田 薫(ときだ かおる)

登録年月日:平成 24 年 9 月 15 日

事務所所在地:福岡県古賀市新原 526

この記事は令和 6 年 5 月 31 日の情報です